

医療法人社団松和会 介護老人保健施設 ききょう苑 訪問リハビリテーション 料金表

【要介護1～5】

2024年6月1日現在

| | 項目 | 利用単位 | 利用料金 |
|--|---|--------|--------|
| 要介護 | 訪問リハビリテーション費 (1回20分以上の指導)(1回につき)(1週6回を限度) | 308単位 | 3,249円 |
| | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (7年以上勤務している療法士がいる事業所)(1回につき) | 6単位 | 63円 |
| | 短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は要介護認定を受けた日から3ヶ月以内)(1日につき) | 200単位 | 2,110円 |
| | 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 認知症であると医師が判断した者で、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院(所)日又は訪問開始日から3ヶ月以内(1日につき)(週に2日限度) | 240単位 | 2,532円 |
| | リハビリテーションマネジメント加算 イ (事業所医師の指示、指示内容の記録、リハ会議、リハ計画の報告、見直し、情報提供、他事業所への助言、家族に対する助言、記録)(1月につき) | 180単位 | 1,899円 |
| | リハビリテーションマネジメント加算 ロ (事業所医師の指示、指示内容の記録、リハ計画の報告、見直し、情報提供、他事業所への助言、家族に対する助言、記録、厚労省へのデータの提出)(1月につき) | 213単位 | 2,247円 |
| | リハビマネージメント加算イ、ロを算定する利用者に対し、事業所の医師が利用者・家族へ計画書等の内容を説明し、同意を得た場合 | 270単位 | 2,848円 |
| | 事業所医師のリハビリテーション計画作成に係る診療がない場合 (1回につき、減算) | 50単位減算 | 527円減 |
| | 退院時共同指導加算 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。 | 600単位 | 6,330円 |
| 移行支援加算 (利用者の社会参加を支援した事業所)(1日につき) | 17単位 | 179円 | |

【要支援1～2】

| | 項目 | 利用単位 | 利用料金 |
|-----|---|-------------------------|-------------|
| 要支援 | 介護予防訪問リハビリテーション費 (1回20分以上の指導)(1回につき)(1週6回を限度) | 298単位 | 3,143円 |
| | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (7年以上勤務している療法士がいる事業所)(1回につき) | 6単位 | 63円 |
| | 短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は要介護認定を受けた日から3ヶ月以内)(1日につき) | 200単位 | 2,110円 |
| | 利用開始から12月が経過した後の減算 定期的なりハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行い、LIFEへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進する場合は減算を行わないこととする。 | 未実施 30単位/回減算 実施 減算なし | 316円減 なし |
| | 事業所医師のリハビリテーション計画作成に係る診療がない場合 (1回につき、減算) | 50単位減算 | 527円減 |
| | 退院時共同指導加算 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。 | 600単位 | 6,330円 |
| | | | |

※訪問及び介護予防訪問リハビリテーションは1回、20分になります。

※上記単位に10.55円(伊勢原市5級地の地域単価)をかけた金額のうち利用者負担割合に応じた割合が自己負担となります。

※短期集中リハビリテーション実施加算は、退院・退所日又は要介護認定を受けた日から3ヶ月以内に、おおむね週2日以上、1回40分以上の訪問リハビリを実施した場合算定されます。